

# 調査対象及び調査事項

## 計量証明業について

### 1. 調査対象

**計量証明業の調査対象**は、主として委託を受けて以下の業務を営む事業所である。

- ① 貨物の質量、体積などを計量し、その結果の証明（証明行為の形式は問わない。以下同じ）を行う業務（一般計量証明業務）
- ② 環境の状態に対して、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、その結果の証明を行う業務（環境計量証明業務）
- ③ 一般計量証明業務及び環境計量証明業務以外で、貨物以外の質量などの計量証明、環境以外の濃度などの計量証明を行う業務（その他の計量証明業務）

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象としていない。

- ① 自企業内の測定分析のみを行う事業所
- ② 船積貨物の積込・陸揚にかかわる検数・鑑定・検量を行う事業所

### 2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果(令和2年6月1日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社、支店又は営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社、本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある本社、本店の統括を受けている支社、支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」（外国に本社、本店がある外国の会社を含む。）である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである（個人による共同経営の場合を含む）。
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、令和2年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **従業者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

① **従業者数**とは、事業所に所属している人で、当該業務（計量証明業務をいう。）以外の業務の従業者及び他の会社（企業）など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人（送出者）を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人（受入者）を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」

a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主（共同経営者を含む。）で、実際に、この事業所の業務に従事している人。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人。

b 「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬や給与の支払いを受けている人。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和2年6月1日現在も雇用されている人」をいい、「正社員・正職員としている人」、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に区分される。

・「**正社員・正職員としている人**」とは、「常用雇用者」のうち、「正社員・正職員」として処遇している人。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む。)、一週間の所定労働時間で働いている人。

・「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」とは、「正社員・正職員としている人」以外で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員も含む)。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d **「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」**とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人。

イ **「総計のうち別経営の事業所に派遣している人」**とは、事業所の従業者(2.(4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人。

② **「総計のほか別経営の事業所から派遣されている人」**とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人。

(5) **事業従事者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

① **事業従事者数**とは、事業所の従業者(2.(4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

② **計量証明業務の事業従事者数**は、計量証明業務に従事する、下記のような事業従事者数をいう。

ア **「管理・営業部門」**:一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人。

イ **「一般計量測定」**:貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する人。

ウ **「環境測定」**:大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する人。

エ **「作業環境測定」**:有害な業務として指定された5区分の作業場<sup>注</sup>内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する人。

オ **「建物内測定」**:興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する人。

カ **「その他」**:貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の、上記に該当しない計量証明業務に従事する人。

注:「5区分の作業場」とは、有害な業務を行う屋内作業場として「作業環境測定法施行規則」により指定された以下の区分。

i 粉じんを著しく発散する屋内作業場

ii 放射性物質取扱作業室

iii 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場

iv 鉛業務を行う屋内作業場

v 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場

(6) **年間売上高**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「計量証明業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。

なお、本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を当該年間売上高とする。

(7) **業務種別**の区分は、以下のとおり。

〈**一般計量証明業務**〉

「**一般計量測定**」とは、貨物の「**質量**」、「**体積**」及び、「**その他**」(長さ・面積・熱量など)を測定する業務。

〈**環境計量証明業務**〉

①「**環境測定**」とは、以下のとおり。

ア 「**大気**」、「**水質**」、「**土壌**」は、それぞれに含まれる物質濃度の測定業務。

イ 「**騒音**」は、事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定業務。

②「**作業環境測定**」とは、有害な業務として指定された5区分の作業場における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定業務。

③「**建物内測定**」とは、興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定業務。

④ 「**その他**」とは、上記以外の環境の状態に関する測定業務。

〈**その他**〉

「**その他**」とは、貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の、上記以外の計量証明業務。